

大自健発第250号  
平成28年3月18日

事業主様

大阪自転車健康保険組合理事長  
(公印省略)

## 健康保険法の一部改正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成28年4月1日より下記のとおり改正されますので、被保険者の皆様方に周知していただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 保険料賦課の見直し

##### ① 標準報酬月額の上限範囲の引き上げ

平成28年4月から、現行の58千円～1,210千円(1～47等級)を58千円～1,390千円(1～50等級)に上限が3等級引き上げられます。

このことに伴い、標準報酬月額が1,210千円以上の被保険者で等級が変更となる方は、現在の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に基づいて当組合が新しい等級を決定し、別途通知をさせていただきますので、事業主様からの新たな届け出の必要はございません。

保険料月額表は[こちら](#)をご覧ください

##### ② 標準賞与額の上限の引き上げ

年度(4月1日から翌年3月31日まで)における標準賞与額の累計額の上限が現在の540万円から573万円となります。

#### 2. 保険給付について

##### ① 傷病手当金、出産手当金の支給額計算式が変更されます。

現在、療養のため4日以上仕事を休み、給料の支給が無い場合、1日当たり標準報酬日額の3分の2の傷病手当金が支給されます。また、出産のため仕事を休み給料の支給が無い場合も同様に、出産手当金が支給されますが、これらの支給について1日当たりの額の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12

月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1相当する額の3分の2に相当する額に変更となります。

② 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の負担額が引き上げられます。

入院時食事療養費の食事療養標準負担額及び入院時生活療養費の生活療養標準負担額については、現在1食当たり260円が段階的に引き上げられ平成28年4月1日から一食当たり360円、平成30年4月1日から460円となります。

ただし、低所得者の負担額についての変更はありません。また、指定難病の患者又は小児慢性特定疾病患者であって一般所得区分に該当する者については、現行の1食当たり260円を据え置かれます。

3. 患者申出療養の創設について

患者からの申し出により、国が安全性、有効性、実施計画の内容を審査した治療が保険外併用療養費の支給対象となります。これにより必要と認められれば、国内では未承認の医薬品による治療などを健康保険の治療と併用して受けられるようになります。

4. 紹介状なしで大学病院を受診する際に定額負担の導入について

紹介状を持参せずに大学病院等（特定機能病院および500床以上の病院）を受診した場合、初診または再診時に医療費の一部負担額に加えて定額の特別料金が徴収されるようになります。特別料金は5千円相当となります。

5. 海外療養費の支給申請について

海外療養費を申請する際の添付書類として、次の書類が必要となります。

(1) 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

(2) 海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会するときのための同意書